Title	松岡教授年譜及び著作目録
Citation	北海道大學 法學會論集, 10(1-4), 243-244
Issue Date	1960-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/27788
Туре	bulletin (article)
File Information	10(1_4)_P243-244.pdf



松岡	教授年譜	昭和二二年一一月	岩手県選挙管理委員会委員長に選任さる
		昭和二二年 四 月	岩手県地方労仂委員会委員(会長代理)を
明治二九年一一月一三日	三日 東京市において出生		依嘱さる
大正八 年七月	第四高等学校一部丙類卒業	昭和二三年 四 月	岩手県立盛岡第一高等学校長兼ねて岩手県
大正八 年九月	東京帝国大学法学部政治学科入学		立盛岡中学校長に補する
大正一一年 三 月	右 卒 業	昭和二四年 五 月	願に依り本職を免ずる(岩手県公立学校教
大正一一年一〇月	京城法学専門学校講師嘱託		員)。文部教官に任命する。第四高等学校
大正一一年一一月	任朝鮮総督府京城法学専門学校教授		教授に補する
大正一三年 四 月	朝鮮総督府在外研究員を命ず(英・厶・米	昭和二四年 六 月	金沢大学教授に補する(法文学部勤務)
	在留)	昭和二六年 四 月	金沢大学一般教養部主事を命ずる
大正一五年 四 月	帰任	昭和二六年 五 月	兼ねて富山大学教授に補する
大正一五年 四 月	任京城帝国大学助教授、法文学部勤務、憲	昭和二七年 三 月	富山大学教授を免ずる
	,	昭和二七年一〇月	金沢大学教養部長を命ずる(職名変更)
昭和二年六月	憲法行政法第一講座担任を命ず	昭和二八年 三 月	北海道大学教授(法経学部)
昭和三年四月	任京城帝国大学教授	昭和二八年 八 月	法学部に配置換
昭和二〇年一〇月	終戦に依り京城帝国大学を在鮮米国軍政庁	昭和三二年 四 月	北海道大学法学部長に併任
	に引渡完了		任期は昭和三四年三月三一日まで
昭和二〇年一一月	京城出発、博多上陸	昭和三四年 九 月	北海道大学教養部長を命ずる
昭和二一年 三 月	岩手県立盛岡中学校長に任ず	昭和三五年 三 月	停年に依り退職
昭和二二年 四 月	任地方教官、補盛岡中学校長	昭和三五年 五 月	北海道大学名誉教授の称号を授与さる

憲法講義 ―日本国憲法の原則と歴史― 昭和三三年五月有信堂朝鮮行政法提要(総論)昭和一九年一一月初版 東都書籍京城支店外 地 法 (新法学全集所収)昭和一五年五月初版 日本評論社

文等

○法律上より見たる践祚と即位の礼(同一一月号)昭和三年○法律上より見たる践祚と即位の礼(同一一月号)昭和三年

○衆議院解散の理論(同)昭和五年

○英国議会に遺されたる好古的慣習(「思想と生活」八巻二号)

○朝鮮に於ける行政権及びその立法権並びに司法権との関係(城○地方自治制に就いて(府邑面雑誌一巻三号)昭和六年○道庁移転問題所感(東亜法政新聞二一五号)昭和六年

大法文学会第一部論集第四冊所収)昭和六年

○朝鮮中枢院制度改革問題に就て(「朝鮮」特輯版四一巻五号)

□お)召印しF○立憲制度に就て(城大科外特別講演)(「朝鮮講演」二八、二九○立憲制度に就て(城大科外特別講演)(「朝鮮講演」二八、二九

〇「朝鮮」「王公族」「関東州」「台湾」(岩波法律学大辞典中項目)

号)昭和八年

○朝鮮統治法の特徴(公法雑誌一巻三号)昭和一○年○在満機構改革問題解説(警務彙報三四二号)昭和九年

○昭和十年朝鮮地方選挙概観(T都市問題」二一巻三号) 昭和一〇章魚紛光法の怪後(公汪雜誌一巻三号) 昭和一〇年

〇年九月

〇朝鮮行政法(「朝鮮行政」一卷七号~二巻六号) 昭和一二年~

年**~一四**年 ○朝鮮新法令解説(「朝鮮行政」一卷八号~三巻九号) 昭和一二

○統監府の統治法制(城大法学会論集第一二冊三号)昭和一六年

○行政簡素化及び内外地行政一元化と朝鮮行政機構の改革(『朝○「総督』と「統治」(「朝鮮行政」二一巻七号)昭和一七年

八年一二月 ○法制上より見たる樺太の内地編入(拓殖論叢五巻二号)昭和1 ○法制上より見たる樺太の内地編入(拓殖論叢五巻二号)昭和1 八年四月解行政」二三巻一二号)昭和一七年